

## 目次

## 1. はじめに

<ul><li>(1) ガイドライン策定にあたって</li></ul>	
2. 共通配慮事項	
(1) 規模·配置	
3. 広告種類別配慮事項	
(1) 屋上広告物   (2) 壁面広告物   (3) 突出広告物   (4) 地上広告物   (5) 窓面広告物   (6) 広告旗	
(7) 立て看板	
(8) はり紙、はり札(9) 車体利用広告物	
(10) デジタルサイネージ	

### 4. 地域別の配慮事項

(1) 住宅地					
①閑静な住宅地 (低層住居専用地域)					
②マンションと商業施設が混在する住宅地(中高層住居専用地域)					
(2) 商業地					
①駅前広場					
②駅から延びるメインストリート					
(3) 工業地					
店舗が集積したロードサイド					
(5) 山間部					
自然豊かな山間部の道路沿道					
C 축구국문사라서빠용(MIT E Z HUND)					
5. 茨木市屋外広告物条例による規制内容					
(a) EN + # # + EU (50 EV + 2 + 4 o 7 (4 +					
(1) 屋外広告物を掲出(設置)するための手続き					
(2) 禁止物件について					
(3) 禁止区域について(非自家用禁止区域含む)(4) 許可区域について					
(4) 計り区域について (5) 許可基準と配慮事項について					
(5) 計り基準と配慮事項に ブバ ( ) 区域ごとの許可基準と配慮事項					
の第1種区域 ①第1種区域					
②第2種区域 2.11 (2.11					
③第3種区域 3.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1					
④重点規制区域(景観形成地区)					
にぎわい景観形成地区					
元茨木川緑地景観形成地区					
歷史的景観形成地区					
※都景観形成地区					
(6) 規制を受けない屋外広告物(適用除外)					
(7) 許可申請手続きについて					
①許可申請の流れ					
②許可申請に必要な書類					
③その他関係法令について					
(8) 許可手数料と許可期間について					
(9) 屋外広告物の管理について					
<ul><li>①適正な維持管理について</li></ul>					
②安全点検報告書の提出					
③撤去届					
(10) 違反広告物に対する措置					
(11) その他注意事項					
(12) 申請窓口					

### 1 はじめに

#### (1) ガイドライン策定にあたって

#### ①ガイドライン策定の目的

#### 屋外広告物の特徴

屋外広告物は、多くの人々に必要な情報を提供するために有効な**情報伝達の手段**であり、**まちのにぎわいを 創出する重要な景観要素**でもあります。一方で、不特定多数の人々を対象として、公共空間に向かって表現されるため一定の**公共性**や皆が心地よく感じるようなデザインとするなどの社会的な役割が求められます。

#### 茨木市における景観形成と屋外広告物の取組み

茨木市は、景観法が施行される以前の平成元年から、要綱に基づき建築物や屋外広告物等の届出制度による 景観誘導を開始し、平成 24 年に策定した景観計画に基づき、良好な景観の誘導を積極的に取り組んできました。

屋外広告物については、景観を形成する重要な構成要素であることから、景観計画において、「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定め、大阪府の屋外広告物条例による運用とともに、広告主や屋外広告業者に対し、配慮を求めてきました。

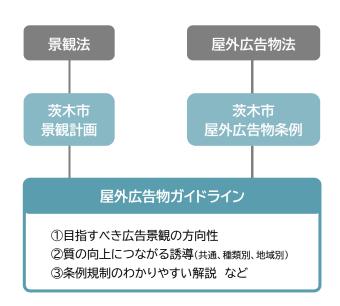
こうした取組みにより、周辺環境や地域らしさに配慮された屋外広告物の掲出がある一方で、本市の景観像に馴染まない広告物の掲出が確認できる状況にあるため、更なる配慮を求めていく必要があります。

#### ガイドラインの作成の目的

このような現状を踏まえ、市では屋外広告物条例の制定に合わせ、茨木市屋外広告物ガイドラインを作成し、 景観計画における屋外広告物の配慮事項や条例の規制内容等を、図面や事例写真等を示しながら、わかりやす く解説すること通じて、魅力的な広告景観の方向性を示し、市民の皆さまや広告主、屋外広告事業者とともに、 茨木らしいより良い広告景観を創出していくことを目指します。

#### ②ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、茨木市景観計画を補完し、屋 外広告物による良好な広告景観づくりのための解 説書です。



#### (2) 本市のめざす広告景観の方向性(基本理念)

ガイドライン基本方針

### 自然とまちに調和し 心づかいの感じられる 広告景観づくり

# 自然

北摂の山並み、棚田、安威川などの豊かな自然を活かしてきたまち、茨木。これら多様な自然と、それぞれの資源が織りなす調和が、茨木らしい風景として人々の心に刻まれています。

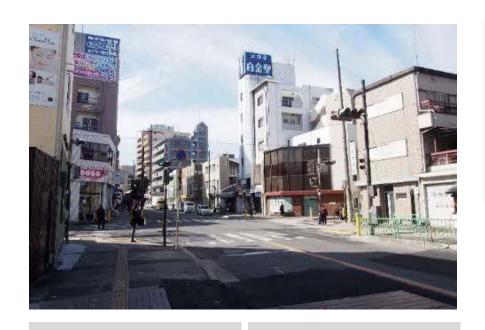
特に、北部の北摂山系は、市内の多くの場所から緑豊かな風景を臨むことができ、四季折々の風景は見る人に潤いとやすらぎを与えています。

豊かな自然の中で築き上げられてきた今日の景観を、さらに魅力あるものへと高め、未来に引き継いでいくためには、自然が身近に感じられるような調和や配慮を行うことが大切です。









# まち

北摂の良好な住宅地でありながら、古くから交通の要衝として商業や工業を発展してきたまち、茨木。これら多様で多彩な景観特性を有していることが、茨木の特徴であり、茨木らしさです。

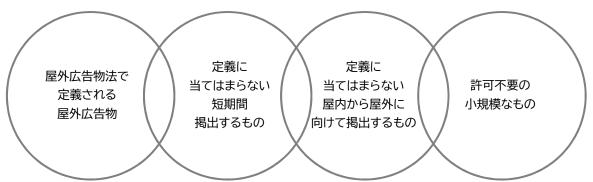
様々な特色のある茨木を、 より魅力的なまちとしていく ためには、その地域に目を向 け、周辺環境と調和を図り、秩 序が保たれ、心地よさを感じ られるようにすることが大切 です。

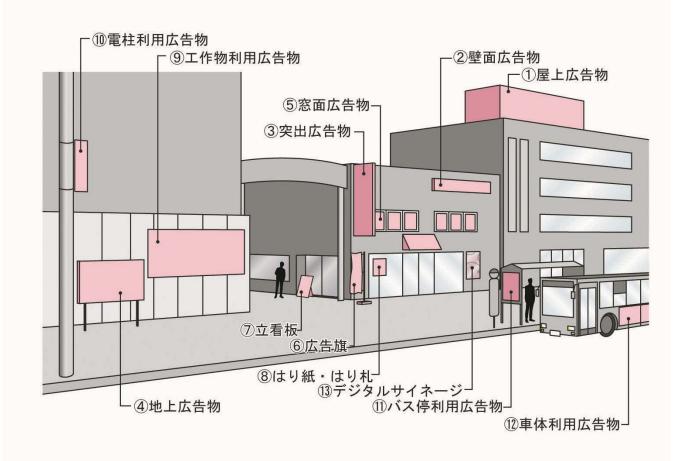
また、多くの人が行きかう市の中心部では、まちの持続的な発展や安全・快適な空間の充実などのため、歩行者目線で魅力的に映る"人が中心"の景観誘導を進めることが重要です。



#### (3) ガイドラインの対象となる屋外広告物

本ガイドラインでは、「屋外広告物法第2条※で定められた屋外広告物」を中心に、屋内に掲げた窓面広告やポスターなどのはり紙等、規模の小さいものも含め、すべての屋外広告物を対象とします。





#### ※屋外広告物法第2条

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告 塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

#### (4) 本ガイドラインの使い方

完成する

屋外広告物の計画から設置までの流れとガイドラインの使い方を紹介します。

屋外広告物完成 対応する章 特に読んでほしい方 までのステップ 市民の方 広告物を 設置したい 2. 共通配慮事項 …市内全域で共通の配慮事項を 知りたい 広告主の方 3. 広告物種別配慮事項 …屋外広告物の種類別の配慮事項 を知りたい 屋外広告業者の方 どんな広告物に 4. 地域別の配慮事項 しようか考える …地域の特性別の配慮事項を 知りたい 5. 茨木市屋外広告物条例 による規制内容(p●~●) …条例による規制区分別の配慮事項 を知りたい 5. 茨木市屋外広告物条例 手続きをする による規制内容(p●~●) …許可申請の流れを知りたい 広告物が

# 2 共通配慮事項

#### (1)規模·配置

#### 誘導の方針

自然景観(北摂山系等)やまちなみと調和した規模・配置とする。

#### 配慮事項

- ①背景や周辺環境に配慮した規模とする。
- ②視距離やまちなみに適した大きさとなるよう工夫する。
- ③位置や情報を集約化し、同じ情報の反復を避ける。
- ④視認性に配慮し、配置や配列を工夫する。

#### ①規模への配慮

大型の広告物は、まちの景観に大きな影響を与えます。 広告物の掲出を計画する際は、周辺環境に配慮した適 切な規模で計画することが大切です。

また、本市の景観特性である北摂山系の自然が織り なす美しい景観を阻害しないように配慮を行うことも 大切です。

point

山並みや建物のスカイラインを阻害しない 大きさ・高さとしましょう。



point

周辺の建物等と比べて、極端に目立たない大きさ・高さとなるようにしましょう。





#### ②視認性に配慮した文字サイズ

公共サイン視認性の基準では、視距離(広告物までの 距離)に応じた必要な文字の大きさの目安として、「文 字の高さ×250=視距離」とされています。

例えば、10m程度離れて見る広告物では4cmの文字 の高さがあれば視認できると言われています。

また、必要以上に文字が大きいと周辺から突出した 印象を与え、景観の阻害要因となります。文字に大きさ は周辺環境にふさわしい大きさとすることが大切です。 出典:公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(国土交通省)

広告物までの距離	和文文字高	英文文字高
30m の場合	120mm 以上	90mm 以上
20m の場合	80mm 以上	60mm 以上
10m の場合	40mm 以上	30mm 以上
4~5m の場合	20mm 以上	15mm 以上
 1~2m の場合	9mm 以上	7mm 以上

#### ③表示内容の集約

市内では、様々な種類の広告物に、同じ情報を反復して掲出している事例がみられます。こうした表示方法は、視覚情報を氾濫させるだけでなく、景観を阻害する要因となります。重複している情報は可能な限り集約し、まちなみの景観の秩序を保つよう配慮することが大切です。

point

同じ情報を繰り返さないよう、可能な限り集約化しましょう。





#### 4配置・配列の整理

歩行者の目に入りやすい角度は、建物の 1~3 階程度の低層部の範囲です。また、人が情報を読み取る場合に、秩序のない情報は印象に残りにくく、配置や配列が整った情報の方が内容を瞬時に理解することができ、記憶に残りやすいとされています。

低層部に広告物を集約し、形や大きさを揃えて広告物を掲出するようにすることが大切です。



# 3 広告種別配慮事項

#### (1) 屋上広告物

#### 誘導の方針

原則、設置を控える。

#### 配盧事項

- ①北摂山系への眺望や周囲への影響に配慮し、原則として<u>屋上広告物の設置は控える。</u> やむを得ず、設置する場合は、以下の事項に配慮する。
- ②周辺建物が形成するスカイラインと調和した規模・形態とする。
- ③建物デザインと一体感を持たせる。
- ④板面の地色は、まちなみや建物と調和した色彩とする。また、北摂山系や田園景観を背景とする場合は、自然景観となじむ色彩を用いる。

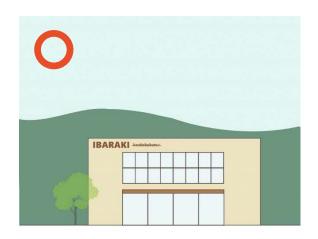
#### ①設置計画の再検討

屋上広告物は比較的遠い場所から目につきやすく、広告物の規模が大きくなる特徴があります。 また、高所での掲出となるため、北摂山系への眺望や周囲のまちなみに大きな影響を及ぼす可能性があります。このため、可能な限り設置を避け、やむを得ず設置する場合も、他の広告物で代替できないかを検討しましょう。

point

屋外広告物の設置は原則控える。やむを得ない場合も、他の広告物での代替を検討しましょう。





#### ②周辺建物が形成するスカイラインとの調和

周辺建物の高さよりも大きい規模の屋上広告物は、 建物が形成しているスカイラインを阻害し、景観に悪 影響を及ぼします。

周辺の建物の高さとのバランスを考え、規模を設 定することが大切です。

#### point

周辺の建物の高さに合わせ、屋上広告物の高さ・大きさを設定しましょう。



#### ③建物と一体化したデザイン

切文字や箱文字を使用する等、文字は目立たせつつ、 シンプルなデザインとすることで、建物デザインと一体 化させることができます。

建物と広告物のデザインの調和を考え、建物と一体 化したデザインとなるよう心がけましょう。 point 建物と広告物を一体的にデザイン し、訴求効果を向上させましょう。

事例写真

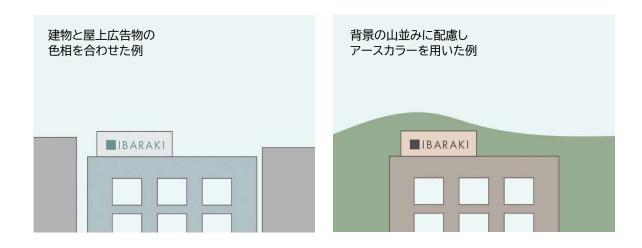
#### ④周囲と調和した色彩

屋上広告物は表示面積が大きく、景観に大きな影響を与える特徴があるため、特に板面の地色には、まなみや建物との調和を考えた落ち着いた色彩を使用することが大切です。

また、北摂山系や田園景観が背景となる場合は、アースカラーを用いるなど、自然景観に配慮しましょう。

point

色相やトーンを合わせ、建物との調和を図りましょう。自然景観との調和はアースカラーの使用を検討してみましょう。



# 4 地域別の配慮事項

#### (1) 住宅地

#### 誘導の方針

落ち着いた住環境の保全のため、屋外広告物の掲出は最小限にしましょう。

#### ■ 閑静な住宅地

#### 配慮事項

- ①広告物の掲出は必要最小限とする。掲出する場合は、建物と一体的な形態・意匠となるように 工夫する。
- ②住環境になじむ落ち着いた色彩を使用する。
- ③歴史的な建物が残る地域では、自然素材を積極的に使用する。
- ④照明等を用いる場合は必要最小限とし、深夜帯は消灯するなど住環境に配慮する。

#### 屋外広告物による景観形成のイメージ



### 具体的な配慮の事例

事例写真

住宅地の雰囲気を壊さない広告物

事例写真

歴史的な建物の雰囲気に合わせた広告物

#### ■ マンションと商業施設が混在する住宅地

#### 配盧事項

- ①表示内容を必要最小限とし、建物と一体的な形態・意匠となるように工夫する。
- ②住環境やまちなみに配慮した落ち着いた色彩を使用する。
- ③住宅地に近接する商業施設は、住環境に配慮し、規模を小さく、低層部に集約・配置するなどの調和を図る。
- ④隣接する商業施設間では、掲出位置や大きさの統一感、連続性を創出する。

#### 屋外広告物による景観形成のイメージ



#### 具体的な配慮の事例

事例写真

切文字を用いた広告物

事例写真

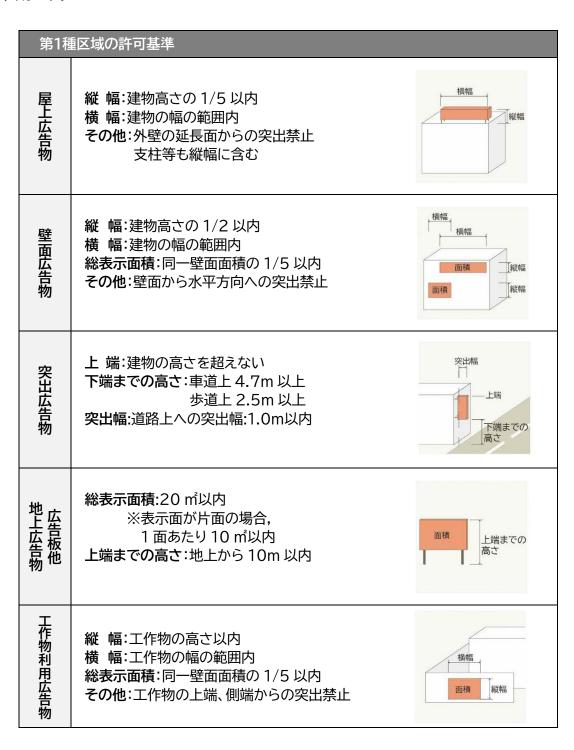
低層部のにぎわいに配慮した広告物

# 5 茨木市屋外広告物条例による規制内容

#### (5) 許可基準と配慮事項について

① 第1種区域 該当地域:第一種・第二種中高層住居専用地域及び国道 171 号以北の市街化調整区域

住宅地の落ち着きのあるまちなみの形成や北摂山系の山なみに配慮した景観を形成することが 大切です。



#### より良い広告物景観をつくるために

#### 配慮事項

- ① 表示内容を必要最小限とし、建物と一体的な形態・意匠となるように工夫する。
- ② 住環境やまちなみに配慮した落ち着いた色彩を使用する。特に山間部においては、自然素材を使用するなど、自然景観との調和を図る。
- ③ 照明等を用いる場合は必要最小限とし、深夜帯は消灯するなど住環境に配慮する。
- ④ 住宅地に近接する商業施設は、住環境に配慮し、規模を小さく、低層部に集約・配置するなどの調和を図る。

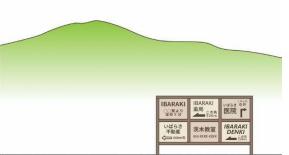
#### 第1種区域のまちなみの例

第1種区域では、下記のようなまちなみが見られます。まちなみに配慮した広告物を設置しましょう。

- ・ 住居を中心とした落ち着きのあるエリア
- ・ 北摂山系の山並みが広がる道路沿道

等





#### 第1種区域の広告物の例

事例写真

切文字を用いた広告物

事例写真

低層部のにぎわいを生み出しつつ、周辺の住宅地にも調和する広告物